

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）2 月 14 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（平成 13 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 2 条第 3 号中「第 4 条第 1 項に規定する銀行及び信用金庫」を「第 2 条第 2 項に規定する銀行業又は信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 4 条の金庫の事業を行うための施設」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 1 項第 8 号」を「第 2 条第 1 項第 5 号」に、「、ボーリング場及びこれらに類する施設で規則で定めるもの」を「及びボーリング場」に改める。
- (2) 第 4 条第 1 項中「店舗面積」を「店舗等面積」に、「基準数値以上」を「当該基準数値以上」に、「自転車等が」を「自転車等を」に改め、同項の表を次のように改める。

ア	前条第 1 号に規定する区域		前条第 2 号に規定する区域		前条各号に規定する区域のうちいずれかの区域	
イ	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	小売店舗及び飲食店	事務所及び銀行等	遊技場等（ぱちんこ屋を除く。）	ぱちんこ屋
ウ	210 平方メートル	250 平方メートル	160 平方メートル	190 平方メートル	170 平方メートル	60 平方メートル

- (3) 第4条第2項中「店舗面積」を「店舗等面積」に改める。
- (4) 第5条中「第9条第1項又は第2項」を「第12条第1項」に、「すべて」を「全て」に、「基準数値以上」を「当該基準数値以上」に、「自転車等が」を「自転車等を」に改める。
- (5) 第6条第2項中「の敷地」を「、飲食店、事務所又は銀行等（以下この項並びに第12条第2項及び第3項において「小売店舗等」という。）の敷地」に、「当該小売店舗」を「当該小売店舗等」に、「ついて同条第2号」を「ついて同号」に、「小売店舗に」を「小売店舗等に」に改め、同条第3項を削る。
- (6) 第15条を第18条とする。
- (7) 第14条第1項中「第12条」を「第15条」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第8条」を「第9条」に改め、同項第2号中「第11条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条を第17条とする。
- (8) 第13条を第16条とする。
- (9) 第12条中「第4条」を「、第4条」に、「第10条」を「第13条」に改め、同条を第15条とする。
- (10) 第11条を第14条とし、第10条を第13条とする。
- (11) 第9条第1項中「当該新築又は増築に係る部分の全部又は一部が小売店舗又は遊技場等であり、かつ、その」を「当該施設の」に、「もの」を「場合」に改め、「(小売店舗又は遊技場等に係る部分に限る。)」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「この条例」を「前項の規定にかかわらず、この条例」に、「小売店舗」を「小売店舗等」に、「ものに」を「場合に」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「この条例」を「第1項の規定にかかわらず、この条例」に、「小売店舗」を「小売店舗等」に、「同条第1号に規定する区域」を「当該区域が同号に規定する区域となった日前から引き続き同条第1号に規定する区域である区域」に、「ものに」を「場合に」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第12条とする。
- (12) 第8条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(自転車等駐車場の規模の特例)

第10条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場は、当

該施設における自転車等の駐車需要が当該施設の規模に照らして著しく少なく、周辺の生活環境の保全と都市機能の維持に支障がないと市長が認めるときは、これらの規定により算定した基準数値を、規則で定めるところにより減ずることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする場合は、あらかじめ、市長に申請して、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(自転車等駐車を設置する場所の特例)

第11条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場は、周辺の土地利用の状況その他の特別な理由によりやむを得ないと市長が認めるときは、これらの規定にかかわらず、当該自転車等駐車場の場所を、当該施設の敷地に到達するために歩行する距離が第3条第1号に規定する区域にあってはおおむね250メートル以内、同条第2号に規定する区域にあってはおおむね100メートル以内である場所とすることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用を受けようとする場合に準用する。

(13)第7条の次に次の1条を加える。

(自転車等駐車場の位置、利用方法等の表示)

第8条 第4条又は第5条の規定により設置される自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場を利用しようとする者に対し、当該自転車等駐車場の位置、利用方法等を市長が定めるところにより分かりやすく表示するように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置等)

- 2 改正後の第4条から第6条まで及び第12条の規定は、令和8年4月1日（以下「基準日」という。）以後に改正後の第4条第1項の表イの項に掲げる施設（以下「施設」という。）の新築又は増築の工事に着手する者（第2号及び第3号に掲げる者を除く。）について適用し、次に掲げる者については、な

お従前の例による。この場合において、次に掲げる者が当該工事により新築し、又は増築した施設に係る自転車等駐車場（札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第2条第2号の自転車等駐車場をいう。以下同じ。）は、改正後の第4条又は第5条の規定により設置されたものとみなす。

- (1) 施行日から基準日前までの間に施設の新築又は増築の工事を行う者
- (2) 施行日前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物の計画に基づき、基準日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者
- (3) 施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された同法第4条第1項に規定する都市計画に定められた都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業により、基準日以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者

3 前項の規定にかかわらず、改正前の第4条若しくは第5条の規定により施行日において現に設置されている自転車等駐車場又は同項の規定によりなお従前の例により設置される自転車等駐車場について、改正前の第4条から第6条まで及び第9条の規定により算定した基準数値が、当該自転車等駐車場に係る施設を新たに全て新築したものとみなして改正後の第4条、第6条及び第12条の規定（以下「新规定」という。）により算定した基準数値を上回る場合は、当該施設を新たに全て新築したものとみなして新规定を適用することができる。この場合において、新规定の適用後に当該施設を増築する場合における改正後の第5条の規定の適用については、同条中「施設（当該施設のうち当該施設の敷地が指定区域となる日前に建築された部分、第12条第1項の規定により前条又はこの条の適用がないものとして新築し、又は増築した部分及びこの条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間に新築又は増築の工事に着手した部分を除く。）」とあるのは、「施設」とする。

4 基準日以後に改正前の第4条又は第5条の規定の適用がないものとして新築し、又は増築した部分を有する施設を増築の工事に着手する者（附則第2項第2号及び第3号に掲げる者並びに前項の規定の適用を受けた者を除く。）

に係る改正後の第5条の規定の適用については、同条中「を除く」とあるのは、「並びに札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）による改正前の前条又はこの条の規定の適用がないものとして新築し、又は増築した部分を除く」とする。

- 5 設置条例第7条並びに改正後の第8条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は、改正前の第4条又は第5条の規定により設置された自転車等駐車場についても適用する。この場合において、設置条例第7条並びに改正後の第8条、第10条第1項、第11条第1項及び第13条中「第4条又は第5条」とあるのは「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）による改正前の第4条又は第5条」と、改正後の第15条中「第4条、第5条、第7条又は第13条」とあるのは「札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第 号）による改正前の第4条若しくは第5条又は同条例附則第5項の規定により読み替えられた第7条若しくは第13条」とする。
- 6 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を新築し、又は増築する場合に設置を義務付けている自転車等駐車場について、施設用途、台数、設置場所等を適正なものとするほか、当該自転車等駐車場の位置等の表示について新たに定めるため、本案を提出する。